

商品概要説明書

【子育て応援定期積金】

(2020 年 4 月 1 日現在)

商 品 名	子育て応援定期積金						
ご 利 用 いただける方	個人（個人事業主を含む）で、契約時に 18 歳以下のお子さまを扶養されている父親・母親 ※お申込みの際に「健康保険証」をご提示下さい。（ご本人さまとお子さまのもの） ※当組合で初めてお取引をされる方はご本人確認が必要となります。 ※当組合の定期預金・定期積金の中途解約からの作成はできません。 ※契約数は、一世帯お子さまの人数分までとします。						
契 約 期 間	6 ヶ月・1 年・2 年・3 年・4 年・5 年・6 年・7 年 ※但し、最長の契約期間は、お子さまの高校卒業年度内までとさせていただきます。						
掛 込 方 法	・掛込周期は、1 ヶ月とし普通預金口座からの自動振替とします。 ・掛込金額は、1 回あたり 5,000 円以上 50,000 円以内（1,000 円単位）。						
募 集 総 額	5 億円（契約額）						
払 戻 方 法	満期日以後に、一括して給付契約金を支払います。						
給 付 補 填 金	(1)適用利回り 契約期間に応じた店頭表示金利に、次の金利を上乗せした年利回りを満期日まで適用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約期間</th><th>上乗せ金利</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 6 ヶ月・1 年・2 年</td><td>0.150%</td></tr> <tr> <td>② 3 年・4 年・5 年・6 年・7 年</td><td>0.200%</td></tr> </tbody> </table> (2)計算方法 付利単位を 100 円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 (3)税金 給付補填金に 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 ※2037 年 12 月 31 日までに受取る利息については、復興特別所得税 0.315% が追加課税され、マル優の取り扱いはできません。	契約期間	上乗せ金利	① 6 ヶ月・1 年・2 年	0.150%	② 3 年・4 年・5 年・6 年・7 年	0.200%
契約期間	上乗せ金利						
① 6 ヶ月・1 年・2 年	0.150%						
② 3 年・4 年・5 年・6 年・7 年	0.200%						
中 途 解 約 時 の 取 り 扱 い	満期日前に解約する場合は、次の①及び②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、積金の掛込残高相当額とともに支払います。 ①初回掛込日から解約日までの期間が 1 年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回掛込日から解約日までの期間が 1 年以上の場合 約定年利回り × 60%（但し、解約日における普通預金利率を下限）						
手 数 料	不要です。						
金 利 情 報 の 入 手 方 法	営業店窓口へご照会ください。						
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引ある店舗またはお問い合わせ窓口						

	にお申し出ください。 (お問い合わせ窓口) 七島信用組合 総合企画部 住所：東京都大島町元町 4－1－3 電話番号：0 4 9 9 2－2－1 6 6 1 受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日・祝日および金融機関の休日を除く） なお、苦情対応手続きについては、当信用組合のほか、次に記載する他の機関でも受付けています（当組合ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください）。 <table><tr><td>名称</td><td>東京地区しんくみ苦情等相談所 （(社)東京都信用組合協会）</td><td>しんくみ苦情等相談所 （(社)全国信用組合中央協会）</td></tr><tr><td>住所</td><td>〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1</td><td>〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1</td></tr><tr><td>電話番号</td><td>03-3567-6211</td><td>03-3567-2456</td></tr><tr><td>受付日・時間</td><td>月～金 （祝日および金融機関休業日を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00</td><td>月～金 （祝日および金融機関休業日を除く） 9:00～17:00</td></tr></table> 相談所は、公平・中立な立場でお申出を伺い、お申出のお客さまの了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。 ・紛争解決措置 以下の機関において、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合またはしんくみ苦情相談所へお申し出ください。また、お客さまが直接、仲裁センターに申出することも可能です。 公益社団法人 民間総合調停センター（電話：0 6－6 3 6 4－7 6 4 4） 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：0 3－3 5 8 1－0 0 3 1） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：0 3－3 5 9 5－8 5 8 8） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：0 3－3 5 8 1－2 2 4 9）	名称	東京地区しんくみ苦情等相談所 （(社)東京都信用組合協会）	しんくみ苦情等相談所 （(社)全国信用組合中央協会）	住所	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1	電話番号	03-3567-6211	03-3567-2456	受付日・時間	月～金 （祝日および金融機関休業日を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00	月～金 （祝日および金融機関休業日を除く） 9:00～17:00
名称	東京地区しんくみ苦情等相談所 （(社)東京都信用組合協会）	しんくみ苦情等相談所 （(社)全国信用組合中央協会）											
住所	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1											
電話番号	03-3567-6211	03-3567-2456											
受付日・時間	月～金 （祝日および金融機関休業日を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00	月～金 （祝日および金融機関休業日を除く） 9:00～17:00											
そ の 他	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその給付補填金が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。）												